

災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会（第2回）

令和8年1月26日（月）

資料1－2

大規模災害時の保健衛生行政に関する課題と今後の方針について

行政の視点からのDHEATや保健医療福祉調整本部に関する議論

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課
地域保健室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- DHEATの役割と保健医療福祉調整本部について
- 発災後超急性期の保健行政体制について
- DHEATに関する課題と今後の取組について



災害対策基本法における国、都道府県、市町村、住民等の責務

国の責務

- 第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。
- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

都道府県の責務

- 第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

市町村の責務

- 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するように努めなければならない。

災害救助法（都道府県の責務）

- 第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市区町村の区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

DHEATの活動根拠① 災害関連法法令での位置づけ

DHEATの活動根拠は防災基本計画であり、災害対策基本法に基づく

防災基本計画 第2編第2章第8節の1

- 国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、**公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。**
- 国〔厚生労働省、環境省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、**他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。**

厚生労働省防災業務計画 第2編第2章第3節 第1の3

- 3 厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県から**災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）**の応援派遣に関する調整の依頼を受け、被災都道府県以外の都道府県及び指定都市に対してDHEATの応援派遣の可否に関する照会を行う等、**必要な調整を行う。**
- 4 **厚生労働省健康・生活衛生局は、**被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な応援を発災後概ね48時間以内に開始するため、被災都道府県以外の都道府県及び指定都市に対して、**DHEAT先遣隊の応援派遣に関する照会を行うなど、必要な調整を行う。**

DHEATの活動根拠② DHEAT活動要領

DHEAT活動要領（令和6年10月24日付け「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT先遣隊派遣事業の実施）について」（健生健発1024第2号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）別紙より抜粋

2. DHEATの活動の枠組み

（1）DHEATの活動の基本

ア. DHEATの活動は、災害が発生した際に、被災都道府県以外の**都道府県等の職員**が被災都道府県に派遣され、**保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援**する。

（2）DHEATの編成

イ. DHEATは、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の**都道府県等職員**の中から、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職及び業務調整員により、**現地のニーズに合わせて**、1班当たり5名程度で構成する。

DHEATが行う活動

被災都道府県等による以下の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、**被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う**。

ア 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築

イ 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案

ウ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整

エ 保健医療調整本部及び保健所への報告、応援要請及び資源調達

オ 広報及び渉外業務

カ 被災都道府県等職員の安全確保並びに健康管理

DHEATの活動根拠③ 災害時の保健医療福祉調整本部に関する通知

令和7年3月31日付け「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」(科発0331第10号厚生労働省大臣官房厚生科学課長等連名通知)より抜粋

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務（中略）、本部長を補佐するため統括DHEAT等を配置すること。加えて、保健医療福祉調整本部に係る運営を担当する事務局を定めておくことが望ましいこと。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・**DHEAT**、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）（中略）、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム、他の保健医療福祉活動に係る関係機関及び災害中間支援組織との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、**DHEAT**等の保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。なお、災害規模に応じて厚生労働省が必要性を判断した場合には、**DHEAT先遣隊が派遣される**ので、保健医療福祉調整本部の設置及び運営等に活用すること。

発災後急性期における都道府県の役割

令和7年3月31日付け「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」(科発0331第10号厚生労働省大臣官房厚生科学課長等連名通知) 別添1

■ 都道府県保健医療福祉調整本部における指揮調整業務

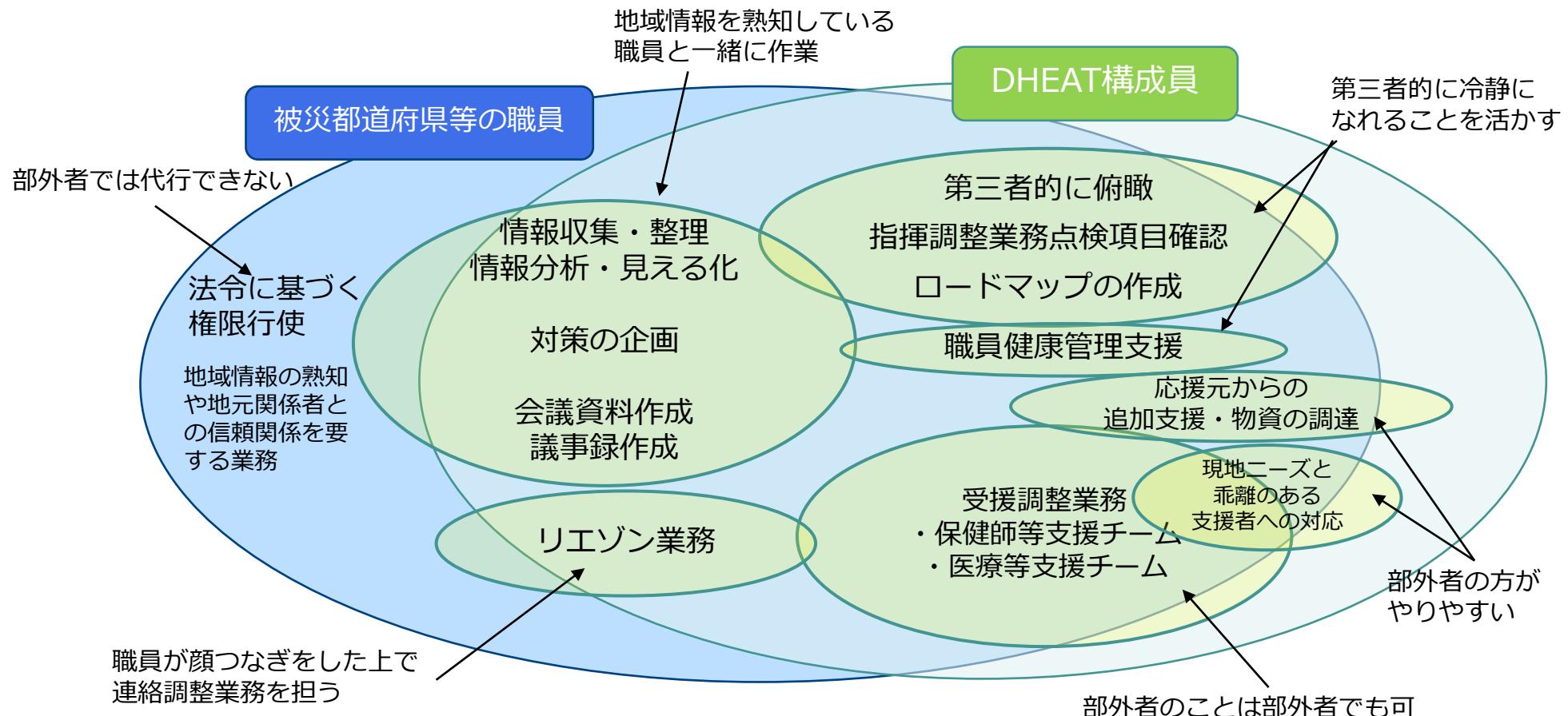
区分	活動項目	フェーズ0：初動体制の確立（概ね発災後24時間以内）			フェーズ1：緊急対応期（概ね発災後72時間）	フェーズ2：応急対応期（避難所対策が中心の期間）	フェーズ3：応急対応期（避難所から仮設住宅入居まで）
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間			
(1)保健医療福祉調整本部の立ち上げ 情報共有ラインの構築	保健医療福祉調整本部の立ち上げ（DHEAT先遣隊による支援） 情報ラインの構築 情報共有に係る連絡・調整 本庁各課・保健所・市町村との情報ラインの構築（連絡窓口の設置、リソース派遣を含む。） ・保健所との情報共有に係る連絡・調整（保健所から収集した情報の伝達 / 保健医療福祉調整本部の情報の保健所への提供）						
(2)情報収集 情報整理・分析評価・対策の企画立案	県内全域の被災状況（人的・物的被害 / ライフライン / 道路交通状況等）に関する情報収集 保健医療福祉の状況に関する情報収集 保健医療福祉活動チーム等の活動状況に関する情報収集 保健所からの情報収集（被災地域の保健所管内の状況 / 被災地域の保健所の稼働状況 / 人的資源の充足状況等） 収集した情報の整理・分析評価（全体を俯瞰した優先課題の抽出） → 対策の企画立案（優先課題への資源の最適配分・不足資源の調達等に係る対策）・次のフェーズを見通した対策の企画立案						
(3)受援調整	都道府県内受援体制の構築（保健所間支援 / 職種別支援）・都道府県内受援調整（保健所間支援 / 職種別支援） 保健医療福祉活動チーム受援体制の構築（連絡窓口の設置） DHEAT受援体制の構築（応援調整・受援調整窓口の設置） 統合指揮調整のための対策会議						※保健
(4)対策会議の開催（総合指揮調整）	DHEATが行う活動 ア 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築 イ 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案 ウ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整 エ 保健医療調整本部及び保健所への報告、応援要請及び資源調達 オ 広報及び渉外業務 カ 労務管理体制の確立 職員健康管理体制の確立						
(5)応援要請・資源調達							
(6)広報・渉外業務							
(7)職員等の安全確保・健康管理							
	応援者の安全確保・健康管理 (応援者の健康相談/ 健康管理に係る助言・啓発等)						

※大規模風水害の予報が発令された場合には、発災前に保健医療福祉調整本部を立ち上げるなど、状況に応じて対応することが望ましい。

※この図に示す他に復旧・復興期の対応がある。

被災都道府県等の職員とDHEAT構成員の役割分担

被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担い、DHEATの構成員はそれ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。



統括DHEATについて

統括DHEATについて

統括DHEATとは、都道府県の保健医療福祉調整本部の機能の強化並びに被災保健所等との連携の強化を行う者で、専門的な研修・訓練を受けた**都道府県から任命されたもの**（公衆衛生医師等）をいう（兼務可）。災害時の統括DHEATは、**被災都道府県**の統括DHEATが任務にあたる。

統括DHEATの役割

平時

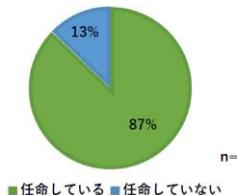
- 都道府県等におけるDHEAT研修・訓練の実施や人材育成等、DHEAT体制の強化に努める。
- DHEATに関する協議会への参画等全国的な連携強化を推進する。

災害発生時

- 被災保健所等と連携し、都道府県内等の被災状況を把握・分析する。
- 保健医療福祉調整本部の指揮を補佐し、DHEATの要請や取りまとめ、関係機関との調整窓口機能等を担う。必要に応じて、DHEAT事務局、DHEATに関する協議会等と連携する。
- DHEAT先遣隊が派遣された場合には、**DHEAT先遣隊**と調整の上、これらの役割の一部を**DHEAT先遣隊**に依頼することができる。

統括DHEATの任命状況（職種・職位）

設問6-1
統括DHEATを任命していますか。

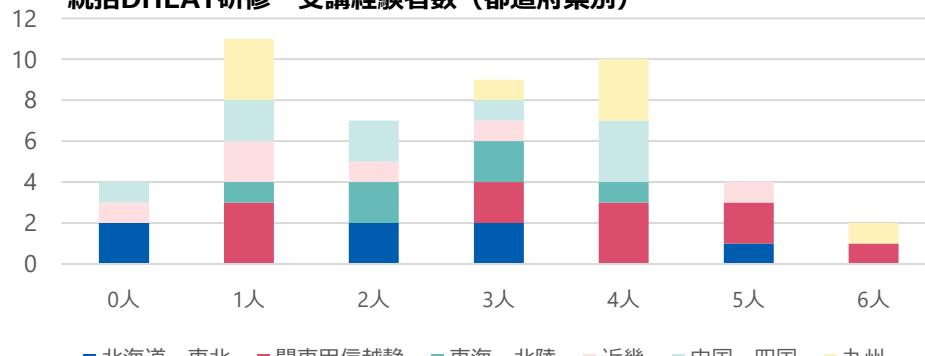


「任命している」を選択した場合、職種と役職名をご記載ください。

<職種>	
医師	: 39自治体
薬剤師	: 1自治体
事務職	: 1自治体
<役職>	
保健所長	: 13
課長	: 3
医監	: 3
技監（保健福祉部技監・衛生技監など）	: 3
次長	: 3
参事	: 3
その他	
※役職の兼務も多数あり	

令和7年10月 日本公衆衛生協会（DHEAT事務局）調査より引用

統括DHEAT研修 受講経験者数（都道府県別）



令和7年5月 厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室調べ

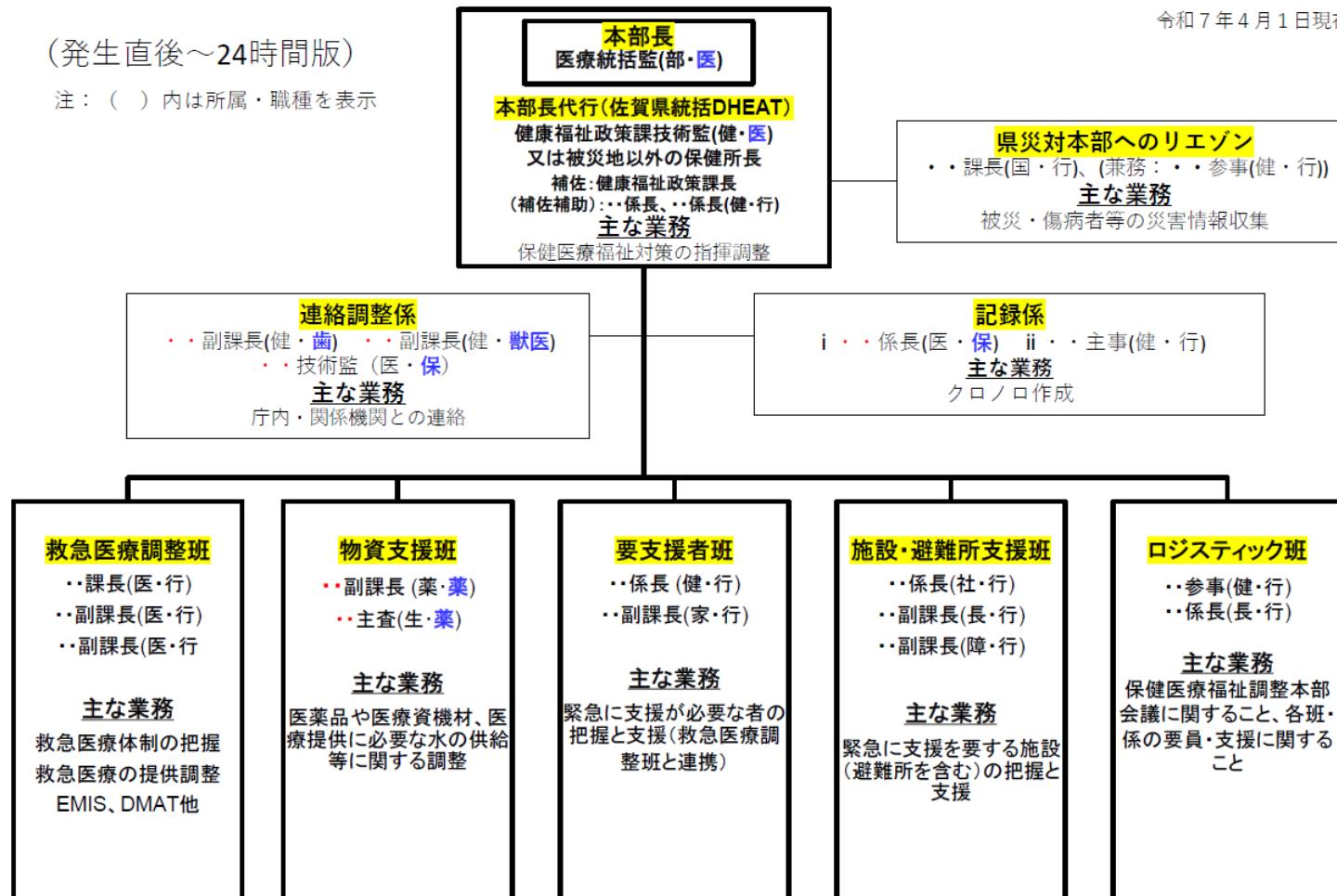
統括DHEATの例 1：次長・医監級の場合

佐賀県保健医療福祉調整本部組織図（令和7年度）

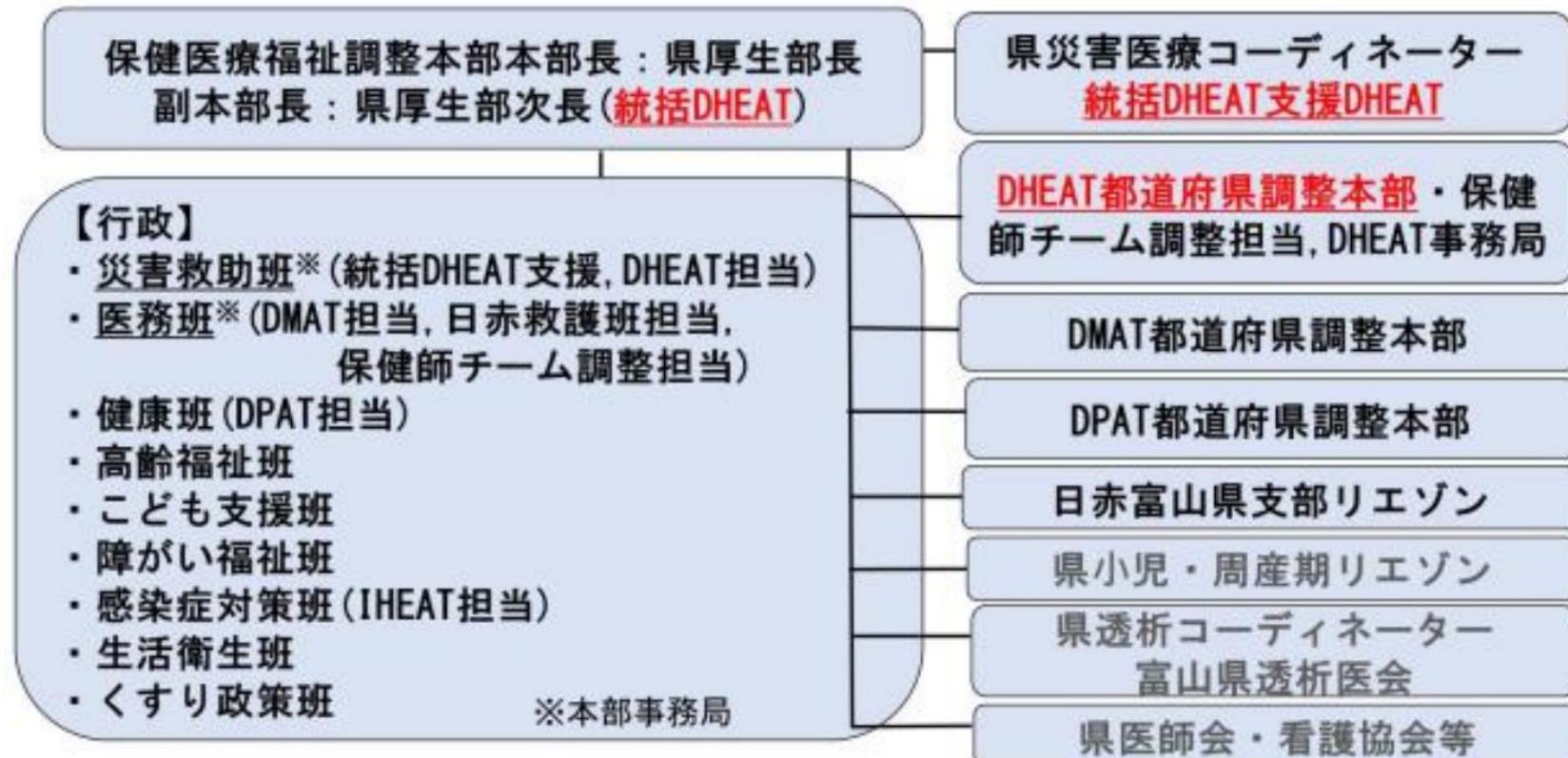
(発生直後～24時間版)

注：() 内は所属・職種を表示

令和7年4月1日現在



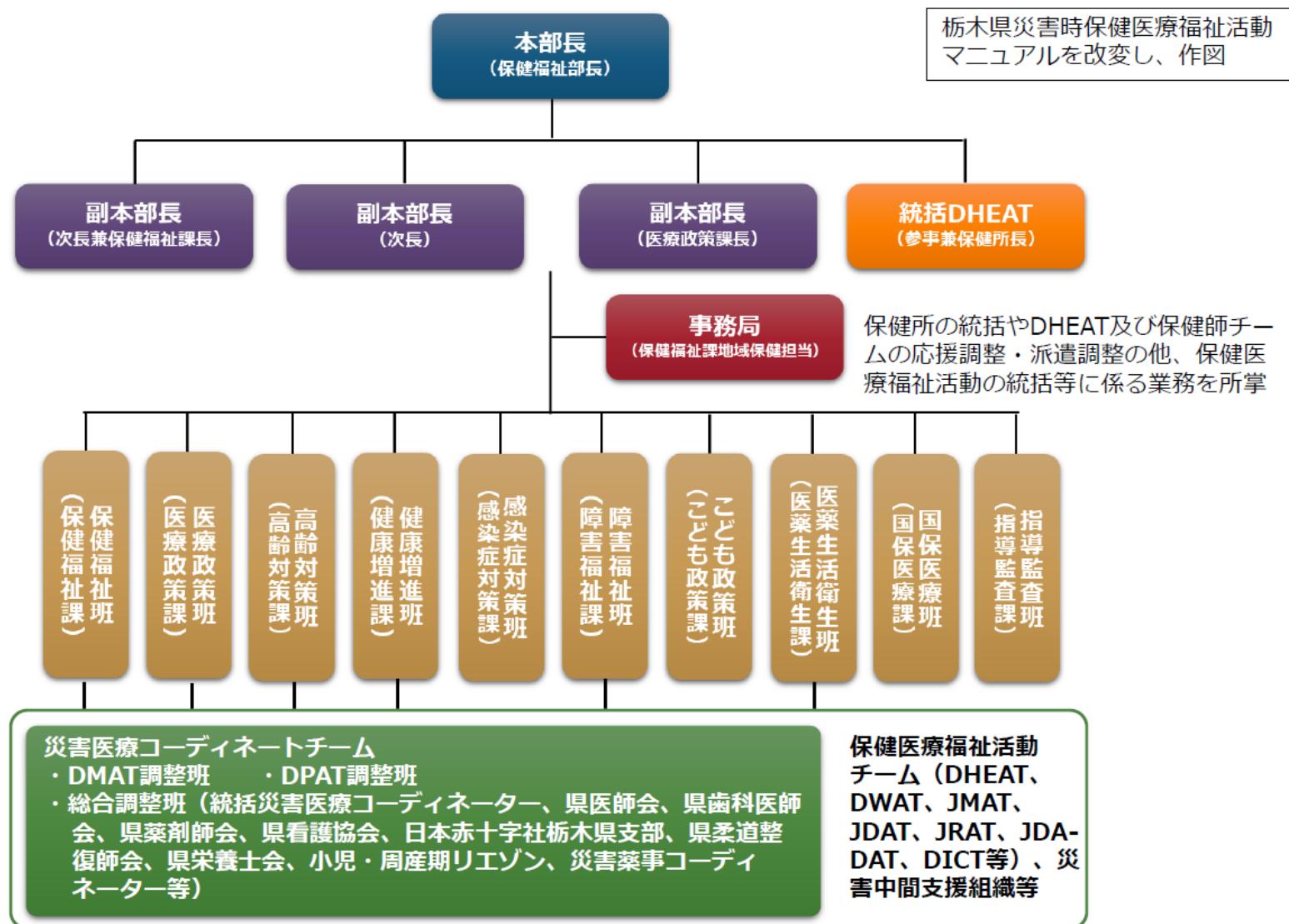
統括DHEATの例 1：次長・医監級の場合



富山県保健医療福祉調整本部組織図

※令和6年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「健康危機発生時における保健所設置自治体や保健所の組織体制並びに人材育成等の強化、及びブロックごとのDHEAT体制強化のための研究」報告書より引用

統括DHEATの例2：参事・部長級の場合



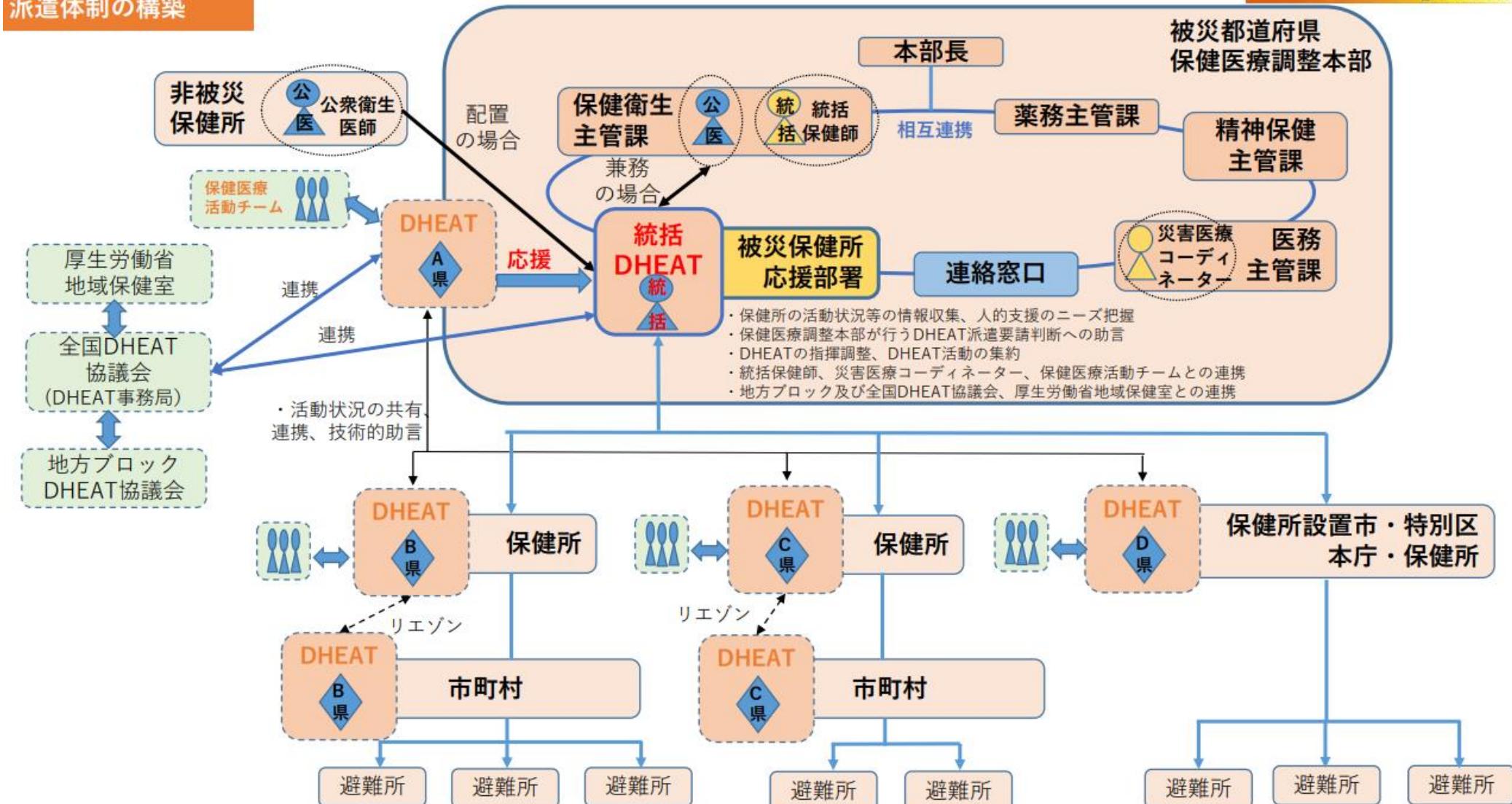
※令和6年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「健康危機発生時における保健所設置自治体や保健所の組織体制並びに人材育成等の強化、及びブロックごとのDHEAT体制強化のための研究」報告書より引用

統括DHEATの例3：課長級・保健所長が任命される場合

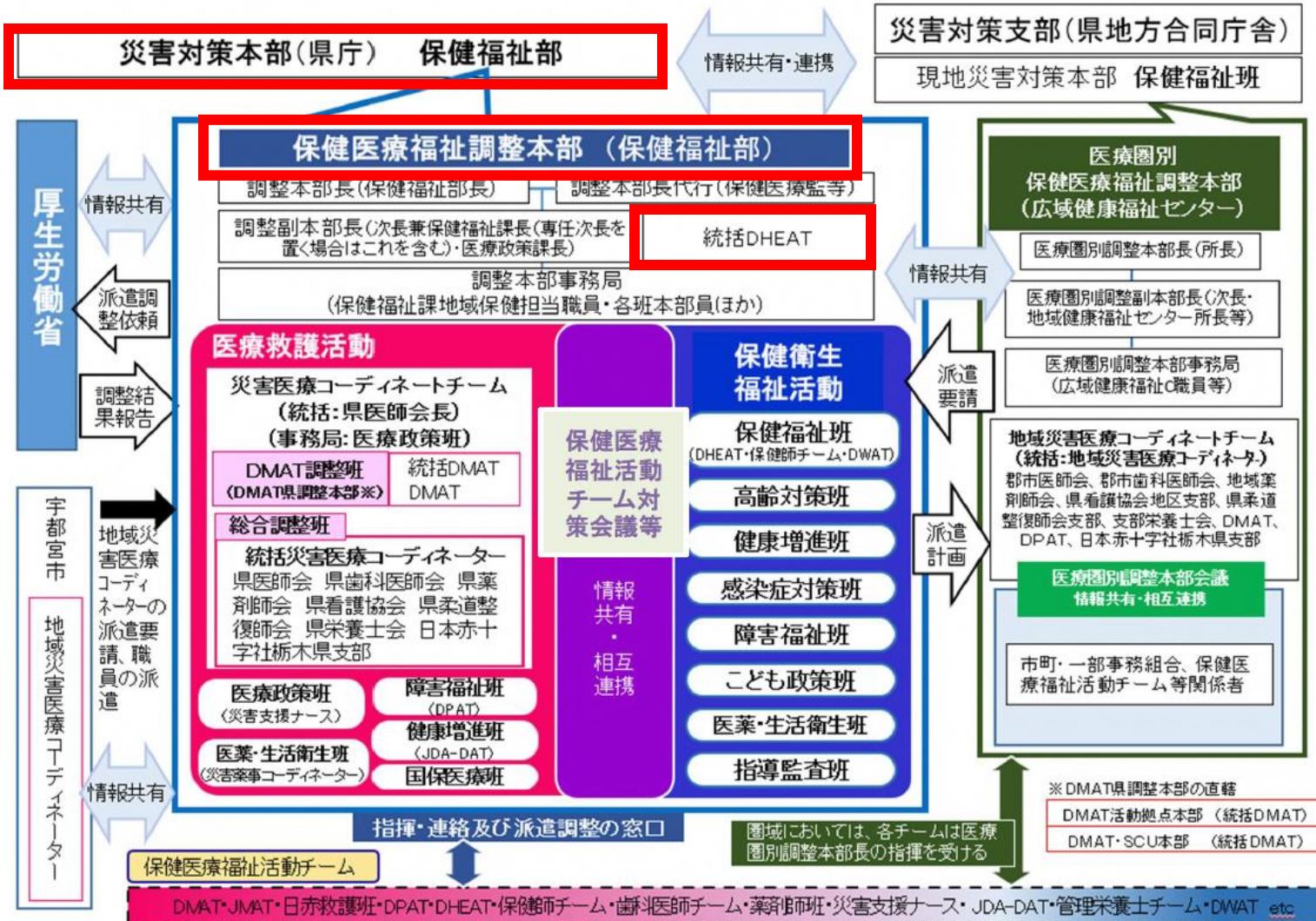
新たなDHEAT応援
派遣体制の構築

統括DHEATの役割イメージ図

Disaster Health Emergency DHEAT Assistance Team



都道府県における保健医療福祉調整本部の位置づけ

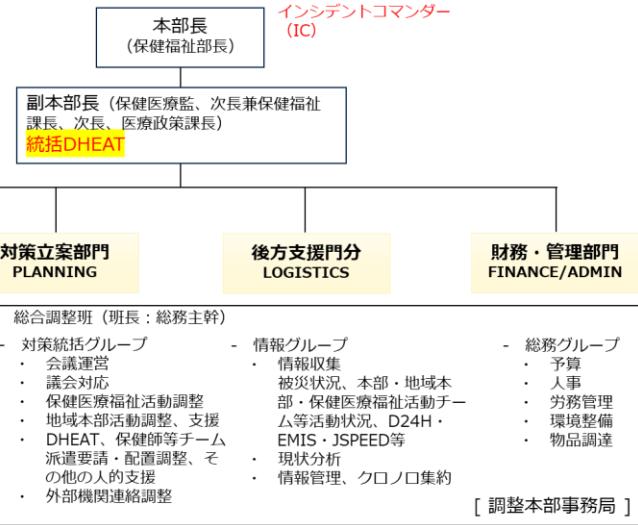
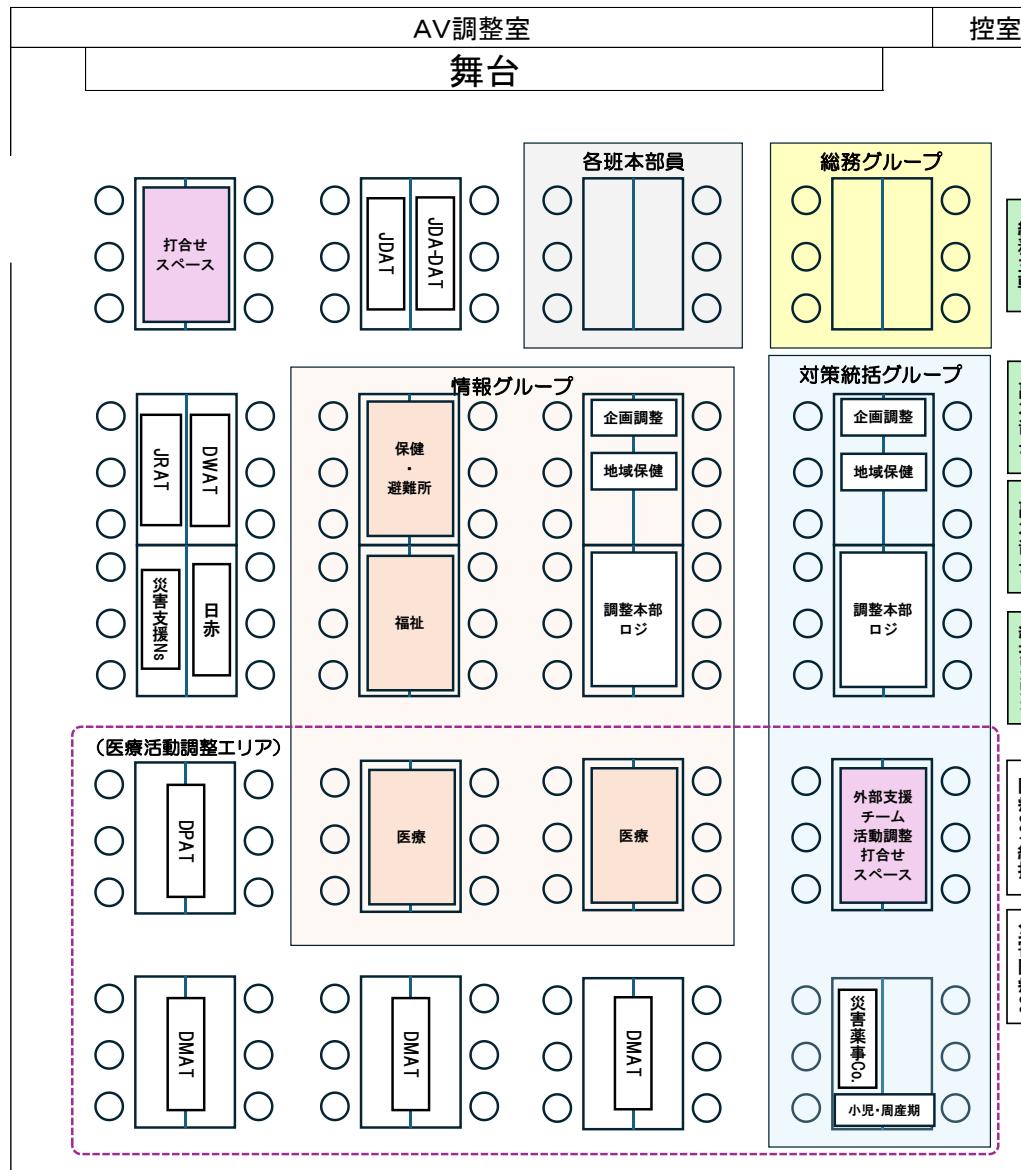


保健医療福祉調整本部は、災害対策本部の下に設置される、都道府県の組織である。

DHEATには、行政の立場から、本庁や災害対策本部との調整の視点が求められる。

都道府県における保健・医療・福祉に関する本部体制

栃木県保健医療福祉調整本部 オペレーションルーム(東館4階講堂)レイアウト案



保健医療福祉に関する指揮調整として、
行政が情報を集約し、意思決定する体制

(令和7年度栃木県保健医療福祉活動訓練資料)

2

- DHEATの役割と保健医療福祉調整本部について
- **発災後超急性期の保健行政体制について**
- DHEATに関する課題と今後の取組について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年能登半島地震対応における課題

- 発災後、速やかな保健医療福祉調整本部の設置ができなかった
- 特に発災後急性期は、県庁における職員の対応能力を大幅に上回る業務量となつた
- 発災直後から数日間は、被災県の保健医療福祉行政の状況を厚労省やDHEAT事務局が適切に把握できなかつた
- 被災県のみでは、DHEAT、保健師等派遣の要請が必要かどうかの判断が難しかつた（DHEATへの認知が十分でないことも一因）
- 他の保健医療福祉活動チームとの連携において、被災県の受援体制が必ずしも十分ではなかつた

⇒厚労省リエゾンやDHEAT事務局だけで、
発災後早期にこれらの課題を処理することは困難

経験のあるDHEATを発災後早期に被災地に派遣し、状況の把握と急性期の保健医療福祉行政の調整機能を支援することが必要

直近の災害経験を踏まえたDHEATの課題

DHEATの活動開始までにかかる時間

1. 発災～派遣要請まで

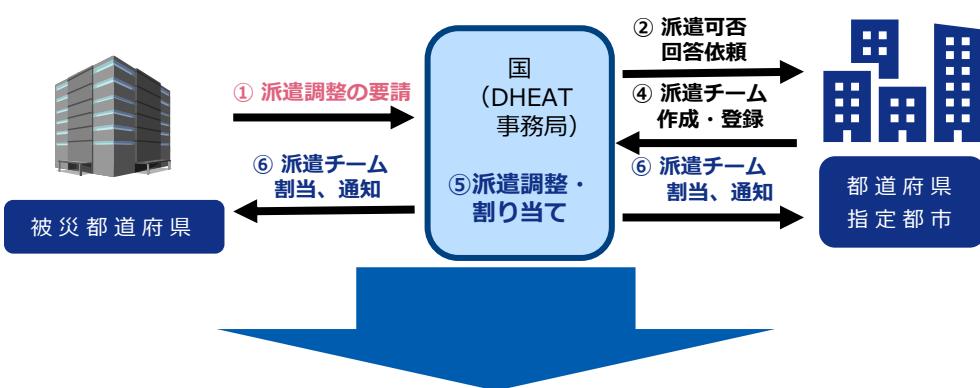
- ・発災直後から数日間は、被災県の保健医療福祉行政の状況を厚労省やDHEAT事務局が適切に把握できなかつた。
- ・被災県のみでは、DHEATの必要性についての判断が困難だつた。（DHEATへの認知不足も一因）



- ・発災直後の都道府県が被災状況を把握し、支援の必要性や必要量を判断するのは困難であり、自治体からの要請に基づかないプッシュ型の支援が必要
- ・経験のあるDHEAT（先遣隊）が被災都道府県の統括DHEAT等と連携し、派遣の必要性について検討・報告する
- ・国やとDHEAT事務局による、派遣要請の代行入力が可能

2. 派遣要請～活動開始まで

- ・派遣手続きの開始にあたり、厚生労働省からの正式な事務連絡を必要とする自治体が多い。
- ・全国規模の調整では、要請から活動開始まで3日程度要する



- ・大規模な災害において、被災都道府県からの要請を待たずに各自治体で応援派遣の準備ができるスキームの検討
- ・派遣調整システム訓練を通した業務の効率化により、派遣調整～事務連絡発出までにかかる時間の短縮を図る

DHEATの数の限界、技能に関する課題（後述）

DHEAT先遣隊について

DHEAT先遣隊事業とは

- 令和6年10月にDHEAT活動要領を改正し、DHEAT先遣隊派遣事業実施要領を定めて開始した事業。
- 厚生労働省からの要請に基づき**、災害発生の急性期（概ね48時間以内）に「**DHEAT先遣隊**」を派遣することにより、被災都道府県等の被害状況等に係る迅速な情報収集、保健医療福祉調整**本部の速やかな設置及び運営の支援**を目的として実施する。

DHEAT先遣隊の主な役割

- 厚生労働省**とDHEAT事務局、被災都道府県が所属する地方ブロックDHEAT協議会に、被災都道府県等の被災状況等をできるだけ速やかに報告する。
- 被災都道府県の統括DHEATや関係各課・団体との連携・調整を行い、被災都道府県における保健医療福祉調整本部の設置及び運営、並びに保健所の指揮調整機能等を支援する。
- 被災都道府県の統括DHEAT等と、DHEATや広域応援保健師等の派遣の必要性について検討し、その検討結果を厚生労働省とDHEAT事務局に報告する。

支援が必要な都道府県が比較的少ない場合

- 原則として、地方ブロック内での応援派遣が見込まれる
- 事前協定に基づく都道府県間の直接支援や、地方ブロック内での調整を想定

多数の都道府県に派遣が必要な場合

- 派遣にあたり、全国規模の調整を要する
- 先遣隊として派遣可能なDHEATの人的資源に課題

※1 厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室 「DHEAT先遣隊派遣事業実施要領説明会（令和6年11月8日）」より引用・一部改変

DHEAT先遣隊とDHEATの差

制度※1	DHEAT先遣隊	DHEAT
要請・派遣の実施主体	要請：厚生労働省 （健康・生活衛生局健康課） 派遣：要請を受けた都道府県 （基本的に <u>地方ブロック内</u> ）	要請：被災都道府県 派遣：要請を受けた都道府県・政令指定都市 ※厚労省は派遣の調整を実施
構成員の要件	以下の要件を満たすことが望ましい <ul style="list-style-type: none"> 被災地支援に従事した経験を有する（全員） 派遣元自治体内で統括DHEATとして任命されているか、統括DHEAT研修を修了している（少なくとも1名以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な研修・訓練を受けた都道府県・指定都市の職員 多くの班編成が必要なときは、それ以外の職員も派遣可能 地域の実情に応じて、都道府県等の職員以外の者も派遣可能 ※ただし地方公務員としての身分の付与が必要
派遣基準の有無	あり	なし
派遣の流れ	派遣基準に基づき、 厚労省による検討 →DHEAT事務局、ブロック協議会との調整 →厚労省から被災自治体への伝達 →派遣の決定	被災都道府県による派遣要請 →厚労省による全国自治体への派遣可否に関する照会 →厚労省・DHEAT事務局による調整 →派遣の決定
活動時期（期間）	発災48時間以内から概ね1週間	発災数日後から1～2か月程度
災害救助法の適用	なし	なし
派遣費用の支弁	厚生労働省により支給	原則として派遣元都道府県市の負担
実務として※2	DHEAT先遣隊	DHEAT
活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部の設置及び運営の支援（業務特化） 厚生労働省等に対する、被災状況等の速やかな報告 	被災自治体の欠けた、又は不足する機能を補うための支援（原義）
活動時の所属・被災都道府県等との関係性	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、被災都道府県保健医療福祉調整本部の指揮下 状況によっては助言者の立場、役割を果たすことが期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県保健医療福祉調整本部の指揮下 保健所又は市町村等に派遣される場合は、原則として活動場所を所管する保健所（保健医療福祉調整地域本部）の指揮下で活動する

※1 厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室 「DHEAT先遣隊派遣事業実施要領説明会（令和6年11月8日）」より引用・一部改変

※2 厚生労働行政推進調査事業費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「能登半島地震の対応を踏まえたDHEATの更なる体制強化のための研究」中間報告資料より引用・一部改変

3

- DHEATの役割と保健医療福祉調整本部について
- 発災後超急性期の保健行政体制について
- DHEATに関する課題と今後の取組について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

DHEAT・保健医療福祉調整本部に関する人材育成の課題

DHEATの数の限界（量の不足）

- 構成員である公衆衛生医師数の限界から、活動チーム数が限られる。
- 各都道府県においてDHEATと保健師等チームの両方を派遣しようとすると、保健師が不足し、また、派遣先でも取れられる役割に応じた選定が困難となる。
- 事務職員の部署異動に伴う調整もあり、派遣が困難となることがある。
- 国の研修のみでは受講者数の限界があり、定員の問題から研修を受講できたくない職員が多い。

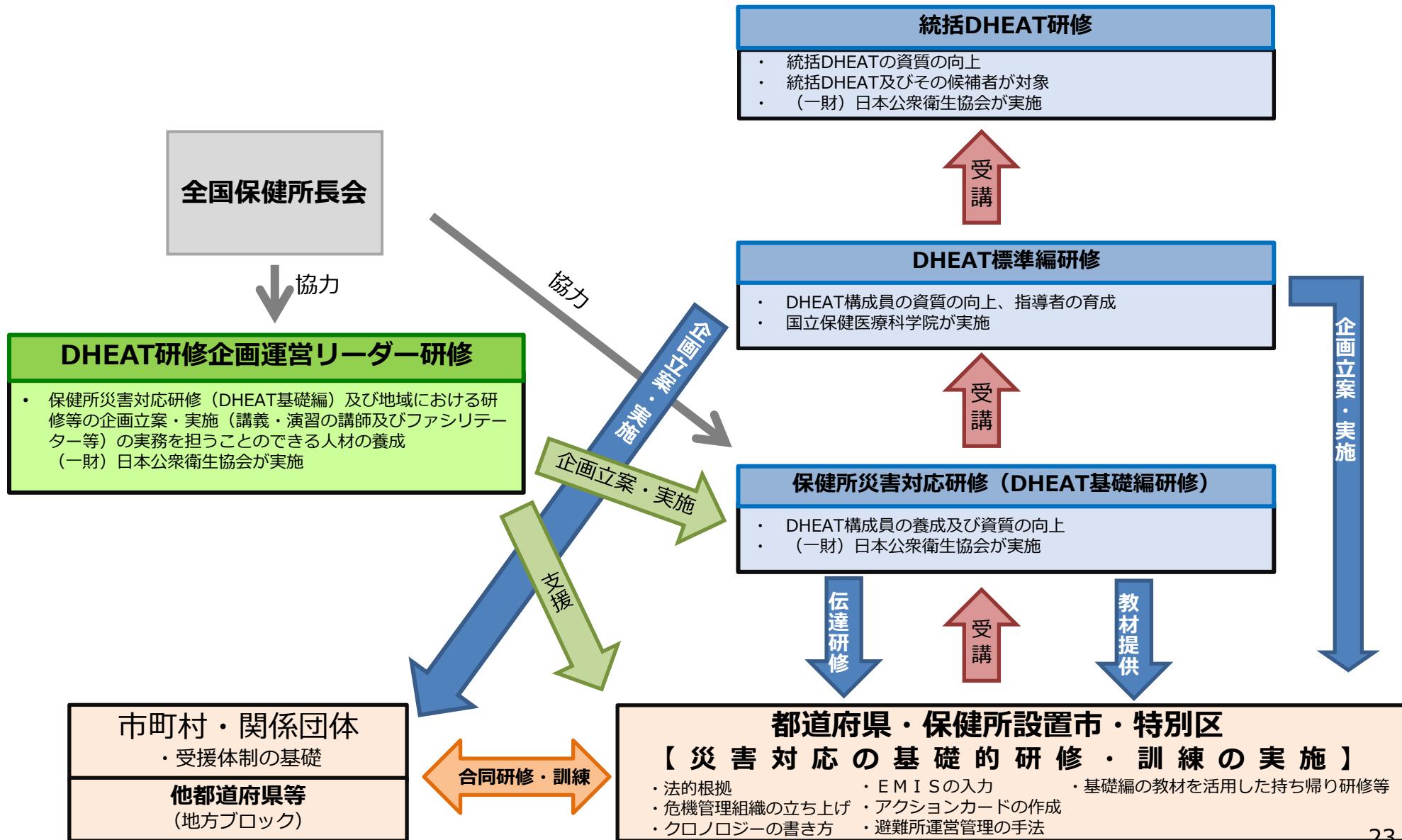
本部支援が可能なDHEATの不足

- 本庁と保健所では業務の性質に大きな違い（庁内調整・内務、議会対応、予算等）があり、保健医療福祉調整本部で円滑な調整を行うには、本庁での勤務経験が重要となる。
- DHEAT構成員となる公衆衛生医師や保健師は保健所長など保健所で勤務する職員が多く、都道府県本庁における業務の経験が豊富とは限らない。
- 現在のDHEAT研修体系では、本庁の保健医療福祉調整本部を支援するDHEATの研修が存在していない。

DHEATの技能に関する問題（質の担保）

- 行政職員としての応援派遣であり、災害に関する資格や認定制度は存在しない。
- 派遣者の選定については、各自治体の判断に委ねられている。（国のDHEAT基礎編研修受講者から選定する自治体が多い）
- DHEATの研修未受講者も活動することが多々ある（DHEATの数の限界の課題と共に）。
- 地方自治体が実際に災害対応にあたる頻度は少なく、組織としての経験値が蓄積しにくい上、地方公務員として異動も多く、個人単位でも経験が蓄積されにくい。（特に事務職）
- 全国自治体における研修・訓練は発展途上であり、網羅的な実施にまで至っていない。
(DHEATの人材育成を担える人材の不足。)

DHEATに関する人材育成の枠組み



DHEATに関する人材育成について、当室の整理

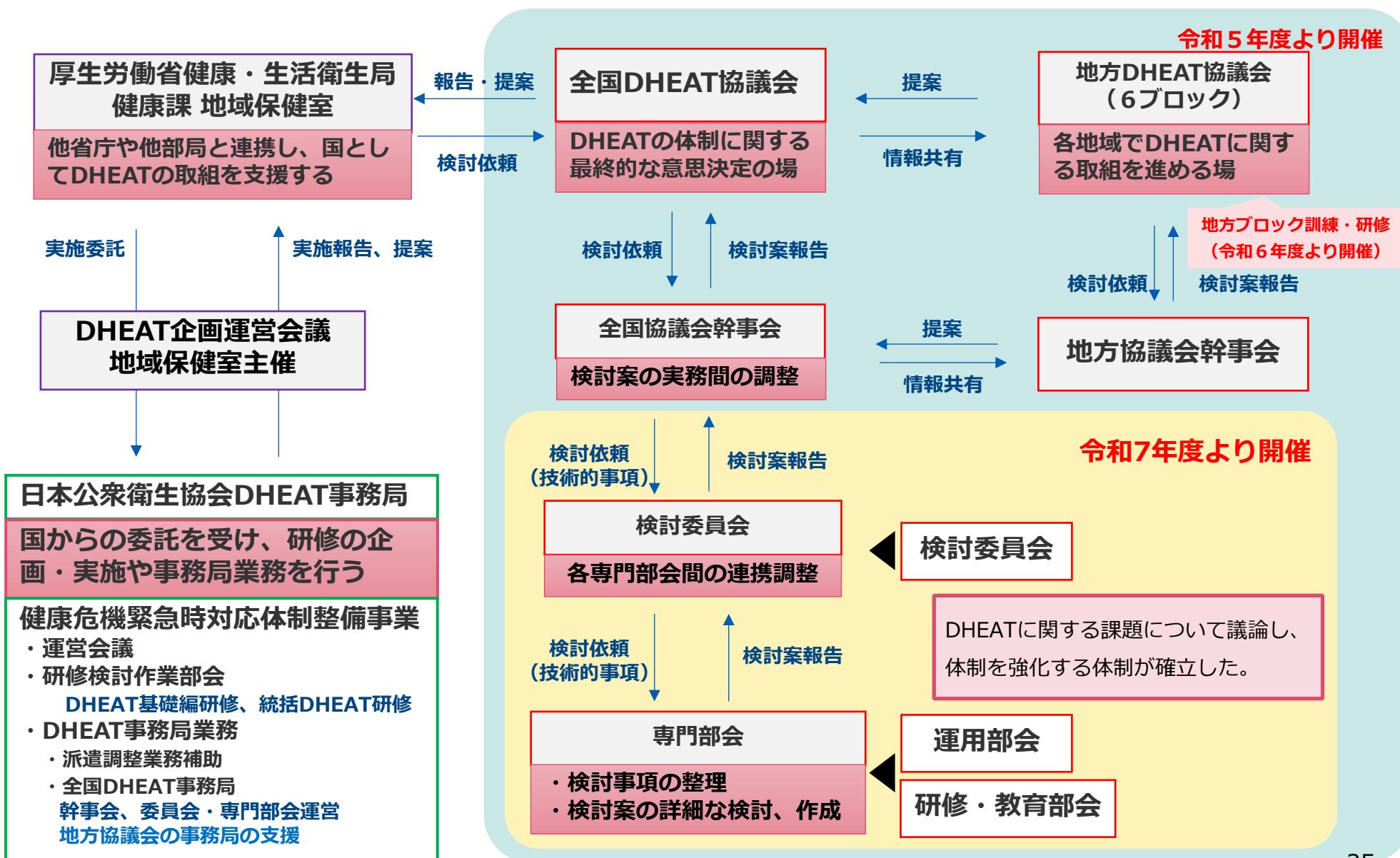
- DHEAT研修についてはこれまで、概ね受講者の職位・経験や研修目的を踏まえて4つの研修を実施しているところ。
- 自治体職員数に限りがある中で、今後も円滑にDHEATを派遣するためには、より多くの自治体職員がDHEAT研修を受講し、派遣可能なDHEAT構成員を増やす必要がある。
- 加えて、DHEAT先遣隊や統括DHEAT等の機能強化も今後求められることから新たなDHEAT研修の企画についても検討が必要。
- また、各自治体やブロックでの災害対応の強化のためには、単純に受講者数を増やすだけでなく、研修を意欲的に受講し続けてもらえるような研修制度の見直しも必要ではないか。



各都道府県や地方ブロックでのDHEAT基礎編研修の実施

新たなDHEAT研修の実施や既存の研修の見直し

令和7年度からのDHEAT運営組織体制図



結語・論点の整理

DHEATとしての、都道府県調整本部に関する問題点

- DHEATは、保健医療福祉調整本部において固有の役割を持つチームではなく、災害対応に長けた（技術系）行政職員として、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて、柔軟な活動を行う。
- 統括DHEATについては都道府県の組織形態等に応じて柔軟な運用がなされており、役割や業務所掌が多様である。
- 都道府県によって保健医療福祉調整本部の組織体制や所掌範囲は様々であり、DHEATが円滑に行政支援を行うには、着実な受援体制の構築が重要である。

DHEATに関する課題と今後の取組

- DHEATは活動開始までの速さ、質と量のバランスに関する課題が指摘されている。
- DEHAT事務局、全国DHEAT協議会と連携して、先遣隊や統括DHEATの役割や人材育成に関して、課題解決に向けた取組を進めていく。